

国民年金シリーズ 応援します いきいきライフ

③平成28年度の国民年金保険料・ 学生納付特例制度

平成28年度国民年金保険料は、**月額 16,260円**です。

国民年金保険料を納めることが困難な場合は、申請して認められると保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

今回は、学生の方が対象となる「**学生納付特例制度**」をご紹介します。

対象となる学生

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校など(夜間部・定時制課程・通信制課程の学校も対象)に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が次の式で計算した額以下のとき。

118万円＋扶養親族の数×38万円＋社会保険料控除額等

※修業年限が1年以上あることが必要です ※一部対象外の学校もあります



対象期間と受付期間

①平成28年4月～平成29年3月 **【平成28年4月受付開始】**

②申請月から過去2年1か月前までの未納期間(年度毎) **【随時受付】**

※平成27年度の承認を受けた方のうち、日本年金機構からハガキ形式の申請書が4月上旬までに届いた方は、必要事項を記入し返送することで平成28年度の申請ができます。
ハガキが届かない方、初めて申請する方は、出雲年金事務所または市役所(保険年金課、各支所年金担当課)の窓口で申請してください。

手続きに必要なもの

- ①年金手帳 ②学生証の写しまたは在学証明書 ③認印(本人が署名する場合は不要)
④退職して学生になった方は、雇用保険の被保険者離職票・受給資格者証・被保険者資格喪失確認通知書のいずれかの写し

承認された期間の年金はどうなるの？

学生納付特例が承認された期間は、年金を受けとるために必要な資格期間には数えられますが、将来受けとる老齢基礎年金額の計算期間には数えられないため、減額となります。

しかし、承認された期間の保険料を、申し出によって10年以内に納めると、納めた期間分は年金額の計算に反映されます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算金がつきますので、お早めに納付されることをおすすめします。

【手続き窓口・おたずね】 日本年金機構 出雲年金事務所 (☎24-0045)

市役所：保険年金課 (☎21-6982) または各支所年金担当課

こんな時には、 国民健康保険の手続きが必要ですよ

次のような場合には、14日以内に本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)と個人番号カードまたは通知カードをお持ちになって保険年金課または支所で手続きしてください。代理人が手続きを行う場合は、委任状が必要です。各手続きに必要な書類等については保険年金課または各支所担当課へおたずねください。

国保に加入するとき

- ・他市町村から転入したとき
- ・他の健康保険などをやめたり、扶養家族でなくなったとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

国保を脱退するとき

- ・他市町村に転出するとき
- ・他の健康保険に加入したり、扶養家族になったとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受けるようになったとき

他の医療保険に加入したときは・・・

★資格取得日以降は、**保険証を受け取る前でもこれまでの保険は使えません。**

誤って使用された場合は、国保が負担した医療費を後で返納していただきます。

★国保を脱退する届出をしないと**国保の資格が加入のままになります。**

保険料の精算ができず、本来納付する必要のない納付書、督促状などが送付されてしまう場合があります。

おたずね／保険年金課 (☎21-6982) または各支所担当課



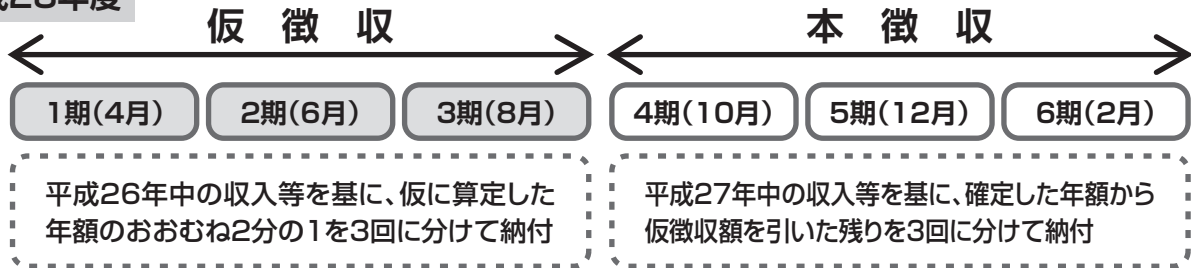
介護保険通信

介護保険料の仮徴収額の通知を郵送します

◎65歳以上の方に対して、4月中旬頃に4・6・8月の仮徴収額のお知らせ通知を郵送します。

※仮徴収とは…平成27年中の収入等が確定しないため、平成26年中の収入等を基に、仮で保険料段階を算定し、その年額のおおむね2分の1を4・6・8月の3回で納めていただくものです。

平成28年度



※特別徴収(年金天引)の方の平成28年度1期介護保険料は平成27年度6期と同額になります。

※本徴収額は、8月頃通知します。

◎特別徴収(年金天引)の人の例 <仮に第5段階(年額69,800円)と算定された場合>

H27年度6期 (H28.2月)	仮徴収		
11,500円	1期(4月)	2期(6月)	3期(8月)
同額	11,500円	11,700円	11,700円
	仮徴収額=69,800円×2分の1=34,900円		

*1期分は前年度6期分と同額
*2・3期分は仮徴収額から1期分を引いた残りを2分の1ずつ

※上の例で、普通徴収(納付書・口座振替)の人の場合
1・2・3期分は、仮徴収額の3分の1ずつ(34,900円×3分の1=11,600円ずつ)となります。

介護保険料(平成27~29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護を受けている人 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(注1)と公的年金等の収入金額(注2)の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.45	31,428円 (注3)
第2段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.75	52,380円
第3段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.75	52,380円
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.9	62,856円
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円を超える人	基準額	69,840円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	83,808円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額 ×1.3	90,792円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額 ×1.5	104,760円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上640万円未満の人	基準額 ×1.7	118,728円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が640万円以上の人	基準額 ×2.0	139,680円

(注1) 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

(注2) 「公的年金等の収入金額」とは、課税対象となる老齢・退職年金などの収入をいい、非課税となる遺族年金・障がい年金などは含まれません。

(注3) 年間保険料を計算した結果、年額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

おたすね/高齢者福祉課 ☎21-6972